

第4回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月9日（火） 午後3時00分

2 開催場所 いすみ市岬公民館 1階 大会議室

3 出席委員（13名）

1 番 藤平 正一	2 番 織本 幸一	3 番 鈴木 茂雄
4 番 吉清 哲司	5 番 池田 誠	6 番 中村 好男
7 番 三枝 正直	8 番 高橋 奈緒美	9 番 高浦 伸芳
10 番 麻生 等	11 番 福山 博久	12 番 松崎 秋夫
13 番 吉野 鋭致		

4 欠席委員（0名）

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和6年度第1次農用地利用集積計画（案）について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について

その他

(開会 午後2時57分)

事務局 定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので第4回いすみ市農業委員会総会を開催させていただきます。

総会前に少々お時間をいただきまして、令和6年4月1日付の人事異動に伴い、事務局の体制が変わりましたのでご報告いたします。

始めに転出した職員を紹介いたします。

続きまして、転入した職員を紹介いたします。

続きまして、職員の服装の軽装化によるノーネクタイ等の実施について、いすみ市では、働き方改革の一環として、業務の効率化やストレス軽減を目的に4月1日から年間を通しまして、職員の軽装化による勤務を実施いたしますので、皆さんのご理解をお願いいたします。

それでは、ただいまから令和6年第4回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案は5つでございます。

最初に、定数の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数13名全員の出席となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

会長 それでは審議に入る前に、議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号7番、三枝委員、議席番号9番、高浦委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件についてご説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為です。譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利な為です。

サツマイモ、里芋、みかん、柚子、レモン、枝豆、そら豆を栽培します。

申請土地、若山谷字南下谷、地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は1です。

番号2、譲渡人理由は、高齢で遠方に居住し、耕作出来ない為です。譲受人理由は、新規就農の為です。

梅、菊芋を耕作します。

申請土地、岬町長者字北大上宿、地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は2です。

番号3、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為です。譲受人理由は、所有農地に隣接し、耕作に便利な為です。

申請土地、岬町三門字東、地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は3です。

以上、番号1から番号3までの説明を終わります。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉 清 委 員 はい。4番、吉清です。

図面番号1番を見ていただくと分かりますが、自宅に近く耕作に便利と書いてありますが、既にきれいに耕してあります。

農機具も所有しており、なんら問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議 長 続きまして、番号2及び番号3について、12番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松 崎 委 員 12番の松崎です。

番号に2ついてですけども、図面番号2の畑ですが、進入路がなかったが、北側に建物があると思いますが、そちらも購入すると話がついているので、進入する際の問題はない。現状は草が繁茂しているが、草刈り機と耕運機を使用し、開墾して畑として利用するという事で特に問題はない

と思います。

番号3ですけど、隣接する畑について3条で売買しており、受渡人から受けてもらいたいとなり、話が進み隣接地もしっかり管理されているので、特に問題はないものと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は正立寺伊北の畑〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡で正立寺集会所の東側に位置します。図面番号4です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると考えます。

転用目的は、配管工事に伴う作業用地です。借主は天然ガスの採掘等を主たる目的とする法人であり、申請地付近に配管の新設工事を計画しており、その際の作業用地として申請地を一定期間借り受けるものです。

埋立ては行わず、整地後土木シートを敷き、その上に鉄板を敷きます。

権利の内容は、一時転用を伴う賃貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金により賄う計画となっております。用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透します。農地復元後はジャガイモを作付けします。

番号2、本件土地は長志導師坊の畑〇〇〇〇㎡で、千光寺の南西に位置します。図面番号は5です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地である事から、第2種農地であると考えます。

転用目的は、駐車場及び物置用地です。譲受人は隣接の太陽光発電施設の整備・管理のための駐車場と物置を設置します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金により賄う計画となっております。用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透します。

以上説明を終わります。ご審議の方よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1については、8番、高橋委員の補足説明をお願いいたします。

高 橋 委 員 8番高橋です。

この土地に関しましては、配管工事に必要な平面な部分〇〇〇〇㎡を資材置場として、利用すると聞きました。

工事期間が区切られているので、問題点はないと思われます。

よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 番号2について、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 9番高浦です。

買い付ける予定地の隣接地は、同じ業者の太陽光発電設備が設置されております。

周辺農地、現に耕作している土地はありません。

面積要件も小さいので特に問題はありません。

議 長 担当委員の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 それでは質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

議 長 続きまして、議案第3号、令和6年度第1次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、令和6年度第1次農用地利用集積計画（案）につきま

して、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和6年3月18日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は11ページに記載させて頂いております。

賃借権19件、使用貸借権2件、貸付者19名、借受者11名、田、76,890㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。
議 長 それでは質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。13ページをご覧ください。

賃借権1件、使用貸借権1件、貸付者2名、借受者2名、田、5,

529㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「令和6年度最適化活動の目標の設定等」（案）につきまして、ご説明いたします。

この目標の設定については「令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表する」との国の通知により設定するものです。

はじめに「Ⅰ 農業委員会の状況」ですが、記載のとおり統計で示されている数値等が入ってとなりますので、説明は省略いたします。

次に「Ⅱ 最適化活動の目標」の「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」についてです。現在の集積面積及び集積率を「①現状及び課題」で示しております。「②目標」の集積率ですが、指針において農地の集積に係る目標を80%以上に設定している場合には、当該集積率を目標とし、これに該当しない場合は、都道府県若しくは市町村が定めた目標を設定するものとする。となっていることから、市の集積目標32%を設定しております。今年度末の集積率については、弾力的に設定できるものとする。となっており24%と設定しております。

「(2) 遊休農地の解消」に移ります。「①現状及び課題」では前年度実施しました利用状況調査の結果を示しております。「②目標」についてですが、目標数値の指示がなされておりますので、その数値を入れております。

「(3) 新規参入の促進」に移ります。「①現状及び課題」では過去3年間の実績を示しております。「②目標」についてですが、目標数値の指示がなされておりますので、その数値を入れております。なお「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」というのは、新規参入者が農地の借り入れ等を希望する場合にあっせんできるよう、所有者等から内諾を得ておくものです。

次に「2 最適化活動の活動目標」ですが、先に「(2) 活動強化月間の設定目標」について説明させていただきます。この強化月間については、目標数値の指示が記載されておりませんが、年3回以上設定するように求められていることから、3回と設定しております。「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」についても目標数値の指示が記載されておりませんが、「1 最適化活動の成果目標」を達成するために相応しい活動日数を地域の実情を勘案しつつ設定することから、1人当たりの活動日数を5日と設定しております。「(3) 新規参入相談会への参加目標」ですが、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定することから、最低限の1回と設定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
池 田 委 員 農地の集積について質問します。

指針というのは、平成30年に決定されまして当初、市の基本構想を基に目標を35%と設定しました。

それで、令和4年3月に国からの指示で、様式等が変わったというものあるのですが、32%という目標を立ててやってきましたが、令和5年

度末が、22.7%で表示されていますけれども、10%目標が達成されていませんが、理由はありますか。

それと、新規加入の件ですが、令和4年時点では32団体加入されておりますが、40団体を目指してやるとのことであったが、現在の目標団体はどのようなになっているか。

この2点を質問します。

事務局 集積率の確認ですが、国で求めているのが、大規模農家に対して、全国で80%以上の農地を大規模にやっている農家に担い手を集めようというのが国の計画です。

いすみ市で申しますと、国が求めている80%はとても現実的な数字ではないため、いすみ市の基本構想に10年後集積目標は32%に設定したことをお伝えしました。

しかし、現状は22.7%なので、令和6年度の目標は24%に設定させていただきました。

2点目の質問、新規の数値ですが、令和5年度に参入されたのは、17経営体で個人、法人両方の数字になります。

指針では40団体を目指すとなっておりますが、委員の改選期に見直しをすることができとなっておりますので、その際に現状にあわせた数値をお示しできればと考えております。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手多数でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますか。

事務局 農地の転用事実に関する照会書の報告がございます。

地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は2月29日までに回答済の10件について、議案書17ページから19ページに記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議長 他にないようでありますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上持ちまして令和6年第4回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

慎重審議ありがとうございました。

事務局 藤平会長、議事進行ありがとうございました。

委員の皆様、慎重審議ありがとうございました。

これにて、第4回総会を閉会いたします。

本日の会議時間は43分で記録をお願いします。

皆様、お疲れ様でした。

続きまして、次回総会のお知らせをいたします。

次回5月9日木曜日の総会は、午後3時から岬公民館1階大会議室を会場として、開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

4月の申請受付については、4月22日、月曜日、23日、火曜日、24日、水曜日、4月25日、木曜日の4日間となります。現地確認につきましては、4月26日、金曜日、及び30日、火曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

次に記録活動簿ですが、3月分または2月以前の分をお持ちの方は事務局へ提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。

ありがとうございました。

(閉会 午後4時40分)

議事録署名人

議長

7 番委員

9 番委員